

1

面談申込

修学上の困りごとについて相談したい方は、メールまたは電話で予約してください。

2

初回面談

具体的な困りごとや症状等をお伺いします。
障害者手帳や診断書等があれば持参してください。

3

配慮申請から提供開始まで

必要に応じて複数回面談し、合理的配慮申請に必要な書類を作成します。
合理的配慮申請書の提出後、会議で具体的な配慮方針を審議します。
方針決定後、申請者が授業担当教員へ配慮依頼確認書を持参し、両者で合意したのち、配慮提供開始となります。

4

定期面談・振り返り

毎週、隔週、月1回等の間隔で修学状況を確認し、必要に応じて配慮内容の再調整をします。
配慮申請せず、スケジュール確認や課題の進捗管理等のための面談を希望する場合も、ニーズに応じてお伺いします。

申請に必要な書類は支援室ウェブサイトに掲載しています

保健センター アクセシビリティ支援室 (旧 障害学生支援室)

〒186-8601 東京都国立市中2-1

西キャンパス 第1講義棟1階

開室時間：月～木10:00～12:00, 13:00～17:00

(相談受付は16:30まで)

※金土日、祝日、年末年始、および学長の定める休日は閉室となります

Webサイトはこちら▶

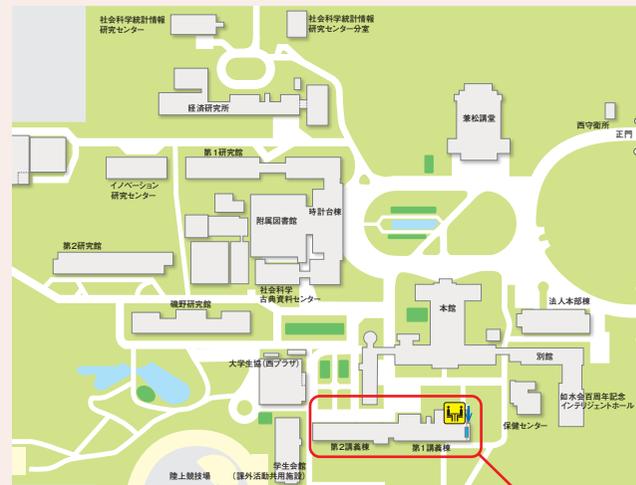


TEL：042-580-8927

E-mail：stu-ss.g@ad.hit-u.ac.jp

※相談を希望される方は、事前予約をお願いします

メール作成画面はこちら▶



自動ドアを入ってすぐ右が当室の入口です



支援室ウェブサイトにもアクセシビリティマップを掲載しています



保健センター

アクセシビリティ支援室 (旧 障害学生支援室)



一橋大学

アクセシビリティ支援室とは

障害のある学生の修学に関する相談に応じ、他の学生と平等に教育を受ける機会を保障するための調整をしています。単位修得や卒業の保証はできかねますが、社会的障壁を取り除くための調整を行い、修学をサポートします。

また、学内外の関係者が連携して、直接あるいは間接的にサポートしています。

修学支援の利用を希望される方は、アクセシビリティ支援室までお問い合わせください。



相談スペース

こんな困りごとありませんか

- 小さい文字や行間の詰まった文章は読みづらい
(視覚障害、発達障害)
- 聴覚情報を聞き取りづらい
(聴覚障害、発達障害)
- 段差がある場所の移動に不安がある
(視覚障害、肢体不自由)
- 一度に複数の指示が出されると困惑する
(発達障害)
- 課題の提出期限を守れない
(発達障害)
- 体調不良で欠席したとき授業の進捗が分からず不安になる
(精神障害)

支援内容

障害学生支援は、原則として、本人の意思表示に基づいて手続きを開始します。修学上の合理的配慮を希望される場合、障害学生支援委員会での協議を経て具体的な配慮方針を決定します。

合理的配慮とは（障害者権利条約より）

同条約「第二条 定義」において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

支援例

- **すべてに共通**
 - ・ 修学に関する相談
 - ・ 他機関への紹介および連携
- **視覚障害**
 - ・ 教材のテキストデータ化 等
- **聴覚障害**
 - ・ 補聴支援機器の貸出 等
- **肢体不自由**
 - ・ スロープ設置 等
- **発達障害**
 - ・ スケジュール管理
 - ・ 授業や試験時の環境調整 等
- **精神障害**
 - ・ 授業や試験時の環境調整 等

すべての学生・教員の皆様へ

▶ 学生サポーター

教材のテキストデータ化やアクセシビリティマップ更新等の作業をサポートするボランティアを募集しています。

学生サポーターは、学びやすい環境作りのために活動しています。活動内容によって、養成講座の受講等が必須となることもあります。

興味のある方は、お問い合わせください。



アクセシビリティマップ

▶ 緊急時の避難

周囲に指示や誘導のサポートが必要な方がいるか確認し、ご協力をお願いします。

- 避難経路や周囲の状況を口頭で伝える
(視覚障害)
- メモを見せて伝える
(聴覚障害、発達障害)
- 具体的かつ簡潔に伝える
(発達障害)

避難時にサポートを求めたい方は、周囲の方へ遠慮なくお申し出ください。